

# 小規模製造業の課題と 公的支援策の活用に関する調査

大阪産業経済リサーチセンター 主任研究員

町田光弘

## はじめに

大阪府には約30万の中小企業がありますが、その85%超、約26万に及ぶのが小規模企業です（小規模企業は、従業員数20人以下の事業者。ただし、商業又はサービス業は5人以下）。小規模企業は、地域経済のみならず、豊かな生活や雇用を支えるうえで重要な役割を果たしています。

グローバル化が進む下でも地域独自のニーズが存在し、そうしたニーズには大量生産で応じることができません。市場が小さい場合には、小規模企業による財・サービスの提供が期待され、それによって豊かな生活が支えられています。

また、小規模企業は職住近接で地元での雇用が多く、域外の大企業のようにグローバルな事業展開の中で雇用の配置を考える訳ではないという意味で安定した雇用が期待できます。さらに、年齢が高い場合は、就職が難しくなるケースも少なくありませんが、小規模企業はこうした人々の雇用をカバーしている面があります。

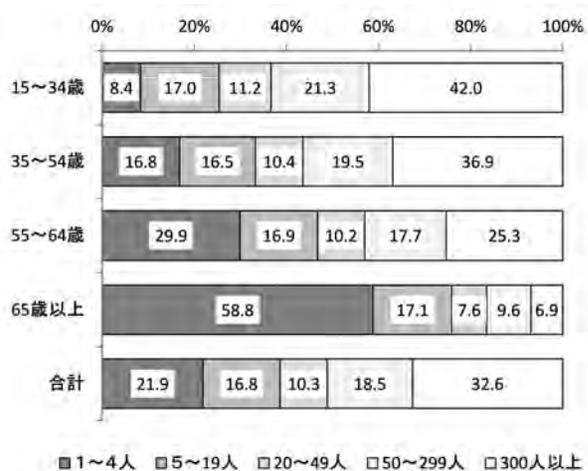
～34歳では300人以上の企業に就業する割合が42%に達するものの、年齢層が上がるほど、その割合は減少していることがわかります（図1）。55～64歳では、1～4人の企業に就業する者が約30%、5～19人の企業には約17%となっており、就業者の半数近くが19人以下の小規模な企業で就業しています。65歳以上になると、その割合はさらに高まり、4人に3人は小規模な企業での就業となっています。

このように重要な役割を果たしている小規模企業ですが、情報化・グローバル化の下で、特に厳しい経営環境が続いています。

近年、小規模企業関連3法が制定されるなど、国における支援の動きも進んでいますが、大阪府においても、小規模企業を含めた中小企業振興策を展開していく上で、小規模企業の現状を明らかにしていく必要があります。

そこで、大阪府の小規模製造業の現状と課題及び公的支援策の活用状況について、本報告書（資料2015-2）をとりまとめました。

図1 年齢別有業者の企業従業員規模構成比



資料：総務省「平成24年就業構造基本調査」

（注）官公庁、その他の団体・法人の者を除く有業者「総数」。

総務省「就業構造基本調査」から有業者がどういった規模の企業で就業しているかをみると、15

## 小規模企業の現状と課題

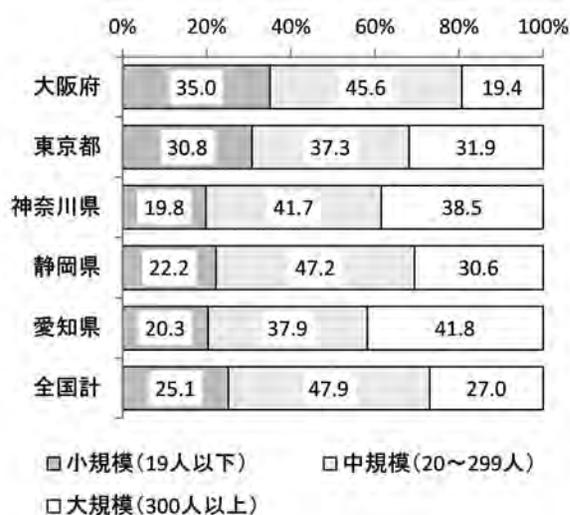
大阪府の製造業では、小規模製造企業が86.3%を占め、東京都（84.9%）や愛知県（85.4%）などの主要府県よりも高い割合を占めています。

大阪府内において常用雇用者規模19人以下の小規模な製造業の事業所で働いている従業者は23万人で、府内事業所で働く従業者65万人の35.0%に達します（図2）。神奈川、静岡、愛知といった工業県では、小規模事業所で働く従業者は約2割であるのと比べると、大阪府での割合の高さが際立ち、雇用面で小規模事業所が果たす役割が大きいたことが示されています。

しかし、近年の大阪府内製造業の事業所数をみると、1983年の7万9千事業所をピークに減少が続き、2011年には3万6千事業所とピーク時の半分以下となっています（図3）。従業者数19人以下の小規模事業所と20人以上の中大規模事業所に分けてみると、小規模事業所の減少率は56.0%減と

中大規模事業所の41.4%減を大きく上回る減少率です。小規模事業所の存立が極めて厳しかったことを示しています。

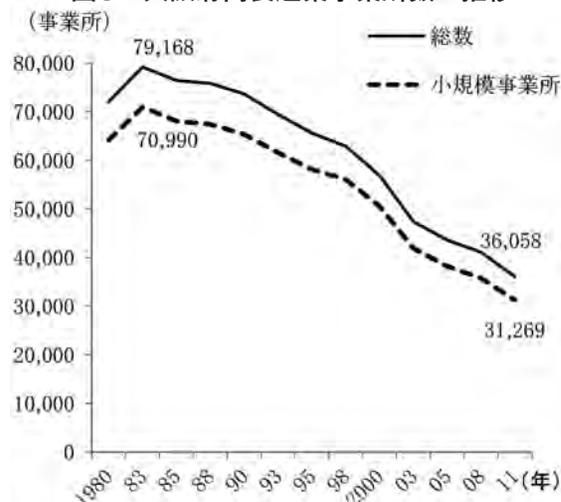
図2 従業者数の常用雇用者規模別構成比 (2014年)



資料：総務省「平成26年経済センサス基礎調査」企業等に関する集計

(注) 個人と会社企業の合計。常用雇用者規模区分は、事業所ベースで、統計上の区切りに従っている。

図3 大阪府内製造業事業所数の推移



資料：大阪府統計課「大阪の工業」

(注) 小規模事業所は、従業者数19人以下の事業所。2011年は2012年2月現在の数値。

## 公的支援策の活用状況

このような厳しい状況にあるにもかかわらず、当センターが2013年に、府内製造業の会社企業に対して行ったアンケート調査結果では、最近

10年間で公的な支援を「全く利用したことがない」企業割合は26.6%で、4社に1社の中小企業が、中小企業施策を全く利用していません。特に、従業者1~9人の零細企業では「全く利用したことがない」との回答は38.2%に達します。

公的支援策を利用できなかった理由としては「情報収集が十分でなかった」という要因が挙げられています。小規模企業は、業主も製造現場で作業に携わっていたり、1人で受注・営業活動を行っていたりする場合も多いため、情報を収集するゆとりがない企業が多ということです。

そうした中で、公的支援に関する情報の入手先としては「商工会議所・商工会」が、いずれの規模層においても最も高い割合となっています。

商工会等で実施される事業に経営相談支援事業があります。これは、経営指導員が小規模事業者に対して、経営課題の整理・課題解決に向けて支援施策や支援機関の活用の提案・記帳支援・金融支援・事業計画作成支援などを行うものです。支援メニュー別に近年の利用実績をみると、定型的で事務的な支援となる「記帳支援」の利用は減少傾向にありますが、戦略的な支援といえる「事業計画作成支援」や「財務分析支援」等は増加傾向にあり、支援内容は高度化しています。

## おわりに

製造業は、地域経済の成長にとって重要な域外からの需要を獲得できる有力な産業です。大阪府では、小規模製造業が高い割合を占め、雇用面でも大きな役割を果たしていますが、小規模企業、その中でも特に零細企業については、厳しい経営状況にあります。それにも関わらず、公的支援施策の活用があまり進んでいません。

こうした状況の下では、公的支援による経営改善をまず身近に感じられることが重要です。中小企業施策一般についてハードルが高いと感じる零細企業には、身近な存在である商工会・商工会議所等の経営指導員とともに、経営課題の整理や課題解決に向けた経営相談支援事業を利用することからはじめ、経営革新等さらに高度な支援を活用し、経営改善をしていくことが重要ではないでしょうか。

報告書(資料2015-2)は、当センターのウェブサイトでご覧いただけます。

(<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/1949/00051733/2015-2.pdf>)